

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について

令和2年4月6日 那智勝浦町役場

新型コロナウイルス感染症については、報道等でご存知のとおり、国内の複数地域で集団感染が確認され、感染者が増加しております。このことを受け、本町においても3月19日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応にあたっております。

町の施設の開館状況や消毒薬の配布等の支援策など一連の対応について、とりまとめてお知らせいたしますので、町民の皆様におかれましては、ご一読いただき、感染防止対策の取り組みにつきましてご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの集団感染・感染拡大を防ぐために

新型コロナウイルスに感染しないためには、「手洗い」や「咳エチケット」などの通常の感染症対策が非常に重要です。町民の皆様におかれましては過剰に恐れることなくこれらの対策の徹底をお願いいたします。

また、換気の悪い密閉空間で多くの人が密集し、近距離での会話等が行われた場（いわゆる「3つの密」）で集団感染が複数確認されています。これらの条件が同時に揃う場所や場面が予測される場合はできるだけ避ける等の行動をとってください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は…

発熱等の風邪の症状がみられましたら、毎日体温を計測し記録を取るとともに、感染拡大を防ぐためにも会社を休むなど外出を控え、やむを得ず外出する必要がある場合は、咳エチケット等感染を広めないための対策をお願いします。

ただし、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・高齢者や基礎疾患等がある方は、上の状態が2日程度続く場合
- ・妊婦の方については、念のため重症化しやすい方と同様に早めにご相談ください

帰国者・接触者相談センター

☎ 21-9630（新宮保健所）

☎ 72-0525（新宮保健所串本支所）

新型コロナウイルス感染症に関する役場内の相談窓口

- 総合的なお問い合わせ
…対策本部（総務課防災対策室） ☎29-7121
- 納税に関するご相談
…税務課収納係 ☎52-1095
- 商店・事業主向けの相談窓口
…観光企画課観光商工係 ☎52-2131
- 生活困窮者の方向けの相談窓口
…福祉課 ☎52-2945

各課等からのお知らせ

感染症対策本部 「次亜塩素酸ナトリウム希釈液」を配付します。(事業所用)

那智勝浦町コロナウイルス感染症対策本部では、現在「消毒用アルコール」が不足していることをうけまして、事業所向けに塩素による除菌効果のある「次亜塩素酸ナトリウム」の0.05%の希釈液を配付いたします。配付を希望される事業者は、那智勝浦町コロナウイルス感染症対策本部（総務課防災対策室 ☎29-7121）までご相談ください。

※次亜塩素酸ナトリウム希釈液は手指の消毒に使用できないほか、いくつかの注意事項があります。使用にあたっては配付時に渡す注意事項をよく読んでお使いください。

町立温泉病院

町立温泉病院からのお願い

新型コロナウイルスへの感染をご心配されている方は直接来院せず、まずは「帰国者・接触者センター」（☎21-9630）にお問い合わせください。

また、当院では平日日中の出入口を発熱患者さま用と、その他患者さま用に分けています。発熱の患者さまは正面入口ではなく、夜間・休日入口よりお入りください。なお来院の際には、マスクの着用と手洗い手指消毒をお願いします。

入院患者さまのお見舞いについては、不要不急の場合はご遠慮くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先：町立温泉病院（0735）52-1055

社会福祉協議会

生活福祉資金の特例貸付に関するご案内

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に対し、生活福祉資金の貸付を実施します。

具体的な内容のお問い合わせや貸付のご相談は那智勝浦町社会福祉協議会（☎52-5252）までお問い合わせください。

緊急小口資金の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付を行います。

貸付上限額：10万円以内

※一定の事由の場合は20万円以内

据置期間：1年以内

償還期限：2年以内

貸付利子・保証人：無利子・不要

総合支援資金(生活支援費)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

貸付上限額：(2人以上)月20万円以内
(3か月以内) (単身)月15万円以内

据置期間：1年以内

償還期限：10年以内

貸付利子・保証人：無利子・不要

税務課

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方へ

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして町税の納税が困難になった場合は、地方税法に定める納税の猶予の対象になることがありますので、税務課収納係（☎52-1095）までお問い合わせください。

【納税の猶予となる場合の一例】

- ・災害により財産に相当な損失が生じた場合（例：消毒作業により備品や棚卸資産を廃棄した等）
- ・ご本人又は家族が病気にかかった場合（例：納税者ご本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合）
- ・事業を廃止し、又は休止した場合（例：納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合）
- ・事業に著しい損失を受けた場合（例：納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合）

町内各施設の状況について（4月6日現在）※今後の状況により変更する場合があります。

所管	施設名	状況
福祉課	各町立保育所、勝浦認定こども園、大野保育所	通常どおり開所します。
福祉課	子育て支援センター	開所する場合はホームページにてお知らせします。
福祉課	学童保育所	通常どおり開所します。
福祉課	町民センター	施設利用については当面の間、貸出停止します。各教室についても当面の間、休講します。
福祉課	福祉健康センター（機能回復訓練センター）	機能回復訓練センターは4月から再開します。
福祉課	老人憩いの家	通常どおり開館します。
教育委員会	町内各小中学校	4月8日から再開します。 ※体育館等の利用も4月8～10日から再開します。
教育委員会	教育センター・体育センター・天満公民館	4月1日から施設利用の貸出を再開します。
教育委員会	町立図書館	通常どおり開館しますが、自習コーナーは当面の間、利用停止します。
観光企画課	体育文化会館	通常どおり開館します。 ※トレーニングルームは当面の間、利用停止します。
農林水産課	那智駅交流センター・丹敷の湯	通常どおり営業します。

小中学校体育館等の施設を利用する場合にあたって

4月より小中学校体育館および教育センター等の施設利用貸し出しを再開いたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、こまめな消毒や咳エチケットのほか、**頻繁な換気や参加者を密集させない配慮、体調不良者は参加させない**などいわゆる「**3つの密**」を回避する取り組みを徹底してください。

また、感染拡大の状況によっては再度貸し出しを停止することもありますので、ご了承ください。

町が主催するイベント・教室等の中止について

4月中に実施予定の町が主催する下記のイベント・教室は中止いたします。

所管	中止イベント・教室名	中止日程	お問い合わせ先等
福祉課	育児相談（希望者は電話もしくは個別訪問いたしますので、右記までお問い合わせください）	4月20日	☎29-7215 （子育て世代包括支援センター）
福祉課	げんきアップ教室	4月中	☎29-7215（地域包括支援センター）
町民センター	各種教室	4月中	☎52-1170（町民センター）
教育委員会	公民館自主サークル（12サークル）	4月中	☎52-4686（教育委員会生涯学習課）

※5月以降の町が主催するイベント・教室等については、今後継続して中止する場合があります。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの**密**を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



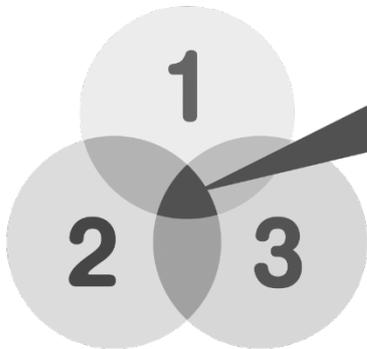
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

